

歯科衛生士憲章

私たちは、職業の重要性と社会的使命を強く自覚し、ここに歯科衛生士憲章を制定し、その実践を期するものである。

1. 私たちは国民の歯科衛生を担う者として誇りと責任をもって、社会に貢献する。
1. 私たちは常に地域住民の立場を理解し誠実に業務を遂行する。
1. 私たちは社会の信頼に応えるよう常に人格の形成、知識及び技術の向上に努める。
1. 私たちは関係諸法令を遵守し歯科保健医療の向上に寄与する。
1. 私たちは常に歯科衛生士業務発展のため相互の融和と団結に努める。

※「歯科衛生士憲章」は、昭和56年、会創立30周年を記念して起草された。